

▼中世のむらのイメージ画 [農業農村整備情報総合センターホームページ『水土の礎』より転載]
大きな堀が集落の周りを取り囲んでいる



4 安定した水利のもと 古来より発達した農村のむら社会

○中世のむらの成立と変遷

◆近江のむら成立背景

近江では、全国に先駆けて、中世に多くの「むら」が形作られていきました。近江の地で、むらが早期に数多く成立した理由には、主に3つの社会的な背景があります。

水利開発のための連帯

近江は比較的、制御の容易な「小さな自然」であったことから、安定した稲作が可能であり、国内他地域と比べて、早い時期に水田面積が拡大しました。

しかし、さらなる耕地開発を進めるため、ため池を新たに築造した

り、限られた水を有効に利用したりする必要があり、水利開発のためにむらの連帯が強まりました。

交通の要衝

近江には、京を中心とした街道が数多く走っており、交通の要衝として物流が盛んな立地であったことから、経済的な基盤を背景として、集村化が進みました。

むらの自衛

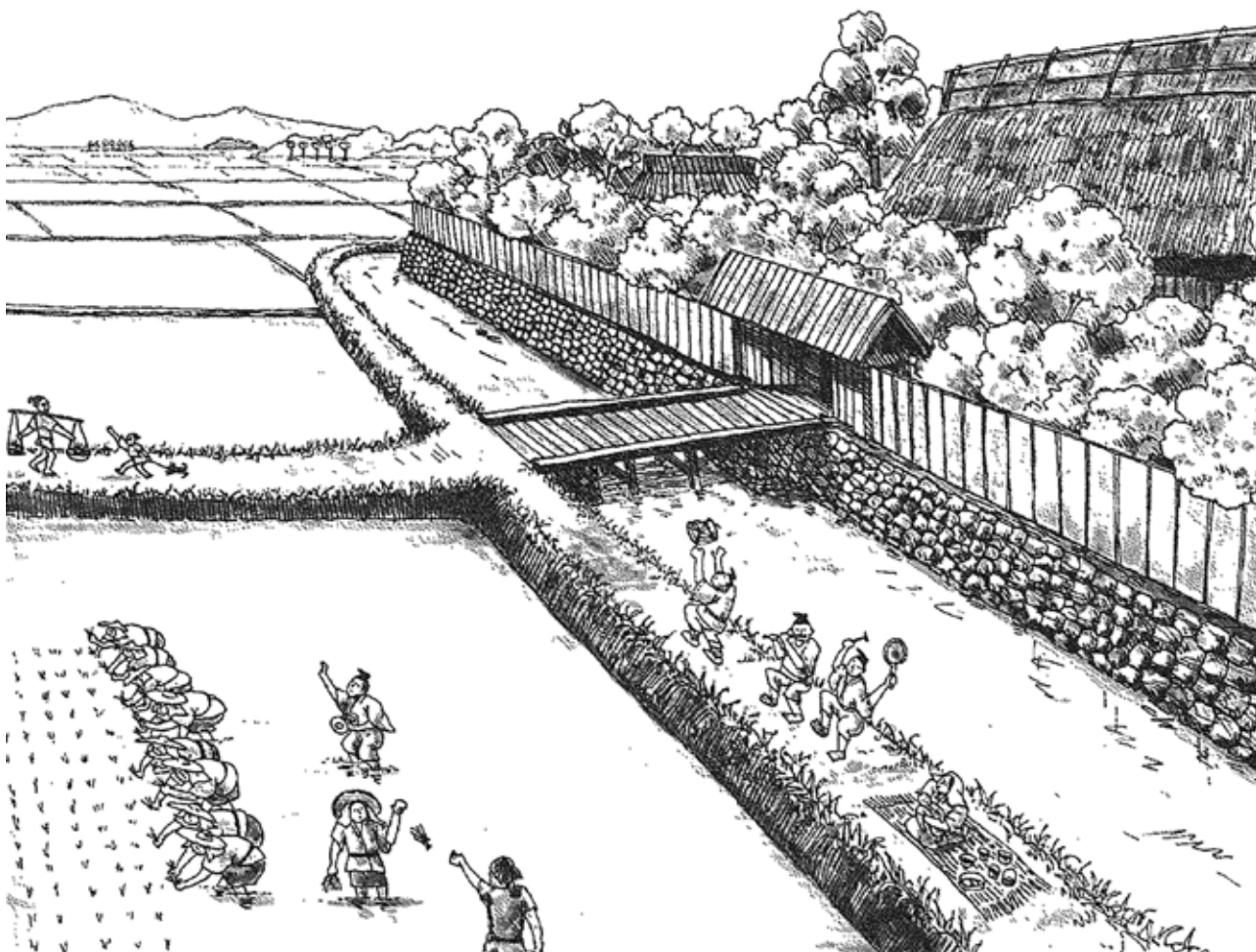
近江は常に戦乱の地となり、鎌倉時代以降、戦乱の世の中へと変動していく時期には、自衛機能を持った多くのむらが成立しました。

近江のむらが成立していった過程を、むらに作られた「溝」「堀」に着目しながら、奈良から平安時代、鎌倉時代の2つの期間に分けて見ていきます。

◆奈良～平安時代

奈良時代のむらは、条里制の法則にもとづいて、家々が自然発生的に小さく集まる形式でした。

平安時代になると、荘園の開発が進み、多くのむらが成立しました。野洲市の西田井遺跡では、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて、溝囲いのあったむらの姿が確認されています。



むらは、「条里に合わせて引かれた幅90cm、深さ約80cmの溝によって一丁四方に土地区画されて、その区画の中をさらに浅い溝で区切り、ひとつひとつの住居地域を建物と畑に不完全な形ではあるが仕切って（※1）」いたといわれています。

※引用1 『湖の国の歴史を読む』 p.146

◆鎌倉時代

鎌倉時代に入ると、むらを囲っていた溝は「堀」に変貌します。守山市の横江遺跡では、それまでむらにあった溝が、幅4m、深さ約1mの堀へと作り替えられていたことが明らかになっています。

この堀は、次の3つの役割を兼ね備えており、当時の社会背景に対応するために作られたと考えられています。

①用水路としての役割

人々は、琵琶湖や川から堀へと水を引き込むことで、用水としての水を確保していました。

②交通路としての役割

水を引き込んだ堀は、舟が往来する水運にも利用していました。

③自衛のための役割

むらを取り囲む堀は、外からの侵

入を防ぐ自衛のための役割もありました。

これらの遺跡に見られるように、時代に応じて姿を変えながら、中世に数多くのむらが成立していきました。

（参考）

渡辺誠（1992）『湖の国の歴史を読む』 p.139-174, 新人物往来社

農業土木歴史研究会編著（1988）『大地への刻印』 p.42-43, 公共事業通信社



▲濠に囲まれた集落（栗東市）[『栗東の歴史』より転載]

○近江の惣村

◆惣の特徴

先に、むらの成り立ちと水利として、惣の成立過程を紹介しました。惣の成立は、鎌倉末期までさかのぼり、概ね下記のような特徴があります。

- 村人が組織的、集団的に、村の行政、経済、宗教行事を運営する。
- 村の共有財産として、山林、原野、池、川、耕地、神社、庵室、道場、蔵、祭器を保持する。
- 神社などの公共的施設で寄合を開き、村の施策、方針など生活全般について話し合っている。
- 村掟や宮座のきまりを成文法として定め、犯罪や村掟への違反があれば、村の中で罰を加える「自検断」の権限を持つ。
- 神社で「宮座」を組織し、宗教行事を運営する。

このように、惣による村の運営は、村人が自ら村を治める「自治」を基本として成立していたことがわかります。

◆いまぼりそう 今堀惣の運営

近江の惣について、今堀惣を事例として、実際にどのように惣が運営されていたのか、見ていきます。

今堀は、現在の八日市市街より2.5kmほど南に位置します。古くは、延暦寺領得珍保の中心地であり、鎮守社である今堀日吉神社には、約千点におよぶ貴重な中世の惣村文書が残されています。

今堀惣の村掟に関する最も古い文書は、1383年の「今堀郷結鎮頭定書案」とされています。そこには、「今堀日吉神社の宮座に新たに加入したものは、その時着席した席順に従って、正月13日の神事の役を指名することを衆議評定で決めた」とあり、村人たちの話し合いによって決定されていた状況がうかがわれます。

また、「宮座の行事のうち、9月9日の神事の役に当たった人には、高谷にある神田をあてがう」とあり、神事の費用を捻出するために、村の共有田が運営されていることから、成熟した惣村の姿が読み取れます。

◆自主的な水利の管理

もともと独自の用水源が不足していた今堀では、限られた用水を効率よく利用し、より広い農地を水田化するためには、農民が個別・分散的に用水を利用するのではなく、惣が中心となって郷内の水利系統を整備する必要がありました。

15世紀初頭の今堀の例を紹介し（下図）。青の実線の高井川（南高井川）に隣接する区域（緑枠）は水田化されていましたが、南側の区域（赤枠）の水田化が遅れていました。そこで16世紀以降、村として高井付近で分岐する横道川（青の点線）の用水増強に努めることとなりました。その結果、この区域での年貢の増徴がみられたといわれています。

また、15世紀末の「今堀地下掟書案」（1489年）には、『南高井川より東側を宅地にはしてはいけない』とする内容があります。つまり、今堀惣では、今後、水田化されるべき集落南東側の耕地について、宅地化を防ぐ規制を定めており、村として計画的な土地利用を行い、水田を維持し、収穫と運営の安定を目指していたものと思われます。

（参考）

八日市市史編さん委員会編（1983）『八日市市史第2巻 中世』p.294-334, 八日市市
滋賀県中学校教育研究会社会科部会編（2005）『12歳から学ぶ滋賀県の歴史』p.63, 木村至宏監修, サンライズ出版



▲元禄期における今堀村周辺の景観 [『八日市市史』掲載の図を加工の上転載]

- ← 水の流れる方向
- 高井川、南高井川
- 水田化されていた地域
- 横道川
- 横道川の用水増強によって新たに水田化された地域

今堀惣の村掟（抜粋）

村民生活一般を規制する村掟を、いくつか紹介します。

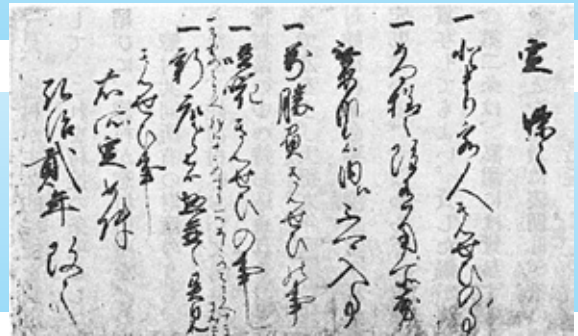
当初、村掟は村の共有施設や共有物、寄合や神事についての規定でしたが、やがて生活全般に対する規定として、対象を広げていきました。

「今堀郷座主衆議定書案」（1425年）

- 一、堂・拝殿の部（日光や風雨を防ぐために格子の裏に板をうった戸）を勝手に開いてはならない。
- 一、太鼓を勝手に打ってはならない。
- 一、堂宮の前に勝手に物（穀類など）を干してはならない。また境内で博打をしてはならない
- 一、（村寄合の座席を早く確保するために）境内に打板を勝手に敷き置いてはならない。
違反する者においては、300文の罰金に処す。それでもなお自分勝手な行為を行うものは、永久に宮座から除外する。

「文安5年の村掟」（1448年）

- 一、村寄合の開始の合図を二回行っても出席しない者は、50文の罰金に処す。
- 一、森林木苗を取ったり、木を切った者は500文ずつの罰金に処す。
- 一、村の共有林の柿実の初なりの分配は一つずつとする。



▲今堀惣掟書案【『八日市市史』より転載、
管理：今堀日吉神社古文書管理委員会、
所蔵：滋賀大学経済学部附属史料館】

「今堀地下掟書案」（1489年）

- 十三、犬を飼うことを禁止する。
- 十六、家を売却した者は、100文につき3文ずつ、
1貫文につき30文ずつを今堀村へ納入すべき。

「文亀2年の村掟」（1502年）

- 一、稲餅、麦餅、蕎麦餅を食った者は、100文の罰金に処す。
- 一、ちょぼ一博打の宿をした者は300文の罰金に処す。

「今堀惣掟書案」（1556年）

- 一、今堀村へ他所から来て宿泊することを禁止する。
- 一、どのような用件があっても、身元引請人がなければ見知らぬ人を今堀村へ入れてはいけない。
- 一、全ての勝負事を禁止する。
- 一、喧嘩は禁止する。
- 一、村の寄合で間違って草履をはきちがえたら、罰として12本の炭を一束にして村へ納入し、足駄のはきちがえは12本の炭を二束（24本）を納入すること。
- 一、座へ新しく加入した者は、従来から座にいる者と同等の意見を申し立てることを禁止する。

（引用）八日市市史編さん委員会編（1983）『八日市市史第2巻 中世』p.300-311、八日市市

○むらによる水利の維持管理

◆近江の飛び地所領

江戸時代になると、幕藩体制が確立し、全国的には検地を通じて領主による農地支配が強まりました。

しかし、近江では彦根藩を除いて、1万～2万石程度の在国大名領地の他に、幕府直轄領（天領）、他国大名や旗本の飛び地が入り乱れました。この一因として、「在京賄料」^{どいきょうまかないりょう}の存在があげられます。これは、豊臣秀吉が遠隔地の有力大名に京都での生活に必要な経費にあてるために、京都の近くに領地を与えたことに由来するものです。近江国内には、伊達政宗の仙台藩をはじめ、郡山藩・会津藩など主に東国の藩の飛び地がありました。

◆むら同士の結びつき

このような分散領有地では、一つ一つの領地が零細化するため、領主の力が強まることはなく、他の藩で見られたような大規模な水利開発や新田開発はあまり行われませんでした。むしろ、領地が分散される前のむらにおける結びつきが強まり、当時の農業水利施設は、個々のむら単位での共同所有、共同労働、共同利用による管理が多く行われました。

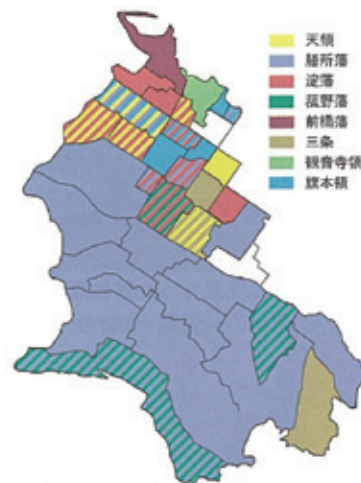
そのため、むらの中において、農作業に対する強い規制が生まれ、相互扶助と相互牽制による、むら結合の基盤となったのです。

（参考）

農業土木歴史研究会編著（1988）『大地への刻印』p.46-47, 公共事業通信社

木村至宏編（1987）『図説滋賀県の歴史』p.197-198, 河出書房新社

滋賀県中学校教育研究会社会科部会編（2005）『12歳から学ぶ滋賀県の歴史』p.90, 木村至宏監修, サンライズ出版



▲江戸時代初期（1630年ごろ）の草津市域の所領配置図〔『12歳から学ぶ滋賀県の歴史』より転載〕

コラム 新田開発

◆全国的な新田開発の傾向

室町時代まで

室町時代までに水田が開かれていたのは、比較的水を制御しやすい場所でした。すなわち山麓の小さな谷間を堰き止めたため池や、小河川に掛けた井堰から水を引いている、洪水などの被害の少ない山麓の平坦地や中小河川中流域の扇状地・河岸段丘などでした。

安土桃山時代～江戸時代

この時代になると、それまでの技術の限界を突破し、主に耕地化が困難であった氾濫原や湖沼開析平野などの未墾地の開墾や、洪積台地や扇状地の中流部での大規模な導水工事など、幕府や藩が主体となって全国で新田開発が進められました。

特に1582年の太閤検地後の約100年間を中心として、全国の耕地面積は倍増しました。現在の耕地の区域は、この時代に、おおむね形作られました。

◆近江の新田開発

中世頃にはほぼ完成

近江国も、何度も幕府による新田開発の候補地となりました。しかし、地形的条件に恵まれていたため、中世までに既に平地林などの開

発が進められていたこと、諸藩の領地が入り組んでおり大規模な普請がしにくかったことから、実際の開発は湖辺域の一部等に留まり、全国に比べると、近江国の新田開発は多くありませんでした。

それらは、瀬田川浚えによって、琵琶湖の水位が下がって干上がった湖岸を耕地化した例や、愛知川河口付近に土砂が堆積して浅瀬となっていた所を開発したような例であり、大規模な開発ではありませんでした。



▲近江国神崎郡栗見新田村地券取調総絵図〔『能登川の歴史 明治の古地図』より転載〕
1672年、栗見新田村は、彦根藩によって開発された

（参考）

農業土木歴史研究会編著（1988）『大地への刻印』p.30-31, 92-93, 公共事業通信社

農林水産省近畿農政局淀川水系農業水利調査事務所編（1983）『淀川農業水利史』p.115-117, 農業土木学会

東近江市史 能登川の歴史編集委員会編（2013）『東近江市史 能登川の歴史 第2巻 中世・近世編』p.534-563, 東近江市

コラム

地主・小作関係の変遷

地主・小作関係とは

地主・小作関係とは、土地を持たない農家（小作人）が、土地の所有者（地主）から土地を借りて生産を行う関係のことです。また、小作人が地主に払う土地の借り賃を小作料といいます。

村請制下の地主・小作関係

江戸時代、全国で実施された検地によって農地1筆ごとに名請人（農地所持者）が決められるとともに、年貢負担の義務が課されました。年貢は重いものだったので、災害や経済変動に見舞われると農地所持権を他に譲り小作人になるものもできました。こうして江戸時代を通じて、地主・小作関係は形成・拡大されていきました。

近世では、年貢はあくまで村として完納することが求められていました（村請制といいます）。したがって地主・小作関係の拡大は村社会に亀裂を増すことではありましたが、村ぐるみで農地を管理し年貢負担を担っていくための重要な仕組みでもありました。

なお、滋賀県産米は「江州米」と呼ばれ、たびたび悠紀齋田が営まれてきた地ということもあり、「京都の御備米」と高い評価を得ていました。

地租改正と米の商品化の影響

明治6年の地租改正で、農地の私的所有権が認められ、「個人財産としての農地」という観念が生まれました。現物納が中心であった年貢は金銭で納める地租に統一され、自給的生活をしていた農民にとっては新たな苦難になりました。とくに低米価時代には農地所有権を放棄する者がたくさん生まれました。明治になって地主・小作関係は大きく拡大しその性格も変化したのです。

市場経済が発達し、米もまた商品的性格を強めていきましたが、藩政期の検米制が廃止されたため、米の管理はかえって粗雑になりました。とくに滋賀県産米は、「江州の掃き寄せ米」と酷評される有様でしたが、以後官民挙げて米質改良に取り組むことになりました。

このような中で西日本を中心に取り組まれた産米改良運動は、品種の選択・健苗の育成から栽培方法、乾燥の徹底・粳摺り方法、二重俵の使用に至る総合的なものでした。滋賀県ではこれが大きな成果を収め、昭和初期には堂島市場で第一位に格付けされました。

また、水利面では、明治22年の水利組合条例制定を機に、地主が主導して耕地整理組合や水利組合を結成し、耕地整理や用排水改良による乾田化、クリーク地帯のポンプかんがい導入など、生産性の向上を図りました。

明治38年に南郷洗堰が設置され、琵琶湖水位が低下したため、水田の排水条件が向上し、琵琶湖水位も安定したことで、水稻単収は増加していきました。

大正時代になると、用水量不足の解消や水管理の集約化のため、湖南から湖東のクリーク地帯や河川中流部の扇状地地域で、大型揚水機の導入が進みました。

小作争議

産米改良運動の成果は大きいものでしたが、小作争議を発展させる原因にもなりました。産米改良の成功を支えたのは主に生産者である小作人の努力と負担であったにもかかわらず、米価上昇のうまみを手にしたのは米販売者である地主だけだったからです。

秦荘町の例を見ると、大正末期における小作料は、おおむね収穫量の45%~50%でした。小作人は増加する費用を補填し、手取り分を増や

すべく、小作料減免を求める小作争議を戦うようになりました。その結果、小作争議のあった地域で小作料が平均2割程度、引き下げられたと言われています。

自作農創設の動きと農地改革

広まりを見せる小作争議への対応策として、大正15年、自作農創設維持補助規則が公布され、小作人が農地を取得するための土地購入資金を、国家が低利で融資する財政支援事業が始まりました。小作農が自作農になれば小作争議自体がなくなり、小作料がなくなった分だけ手取りは増え農業経営が強化されます。自作農創設政策は急速に拡大され、昭和18年の第三次施策では全小作地のほぼ半ばの自作化を目指すものになりました。

終戦を迎え、昭和22年に始まった農地改革によって、地主がもつ一定面積以上の小作農地が、国によって買い上げられて小作人へ売り渡され、戦前期の地主制は自作制へと転換されました。小作地が残ったところでも、小作料水準は大幅に低下しました。

「（農地は）耕す者が所有する」ことを原則とした戦後自作農制は、地主制のもとにおける「生産と分配」の対立を解消し、村ぐるみで農業発展に向かう気運を高めました。その後の土地改良事業や様々な農業改善政策をすすめるうえで大きな基盤となりました。

（参考）

農林水産省近畿農政局淀川水系農業水利調査事務所編（1983）『淀川農業水利史』p.185-208, 317-327, 農業土木学会
農業土木歴史研究会編著（1988）『大地への刻印』p.52-53, 公共事業通信社
東近江市史 能登川の歴史編集委員会編（2014）『東近江市史 能登川の歴史 第3巻 近代・現代編』p.174-175, 315-324, 東近江市
秦荘町史編集委員会編（2008）『秦荘町史 第3巻 近代・現代』p.255-261, 401-407, 愛荘町